

平成31年第1回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成31年 3月 5日

本日の会議 平成31年 3月 8日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員	2番 中村 美穂 議員	3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員	9番 西岡 克之 議員	10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員	12番 山口憲一郎 議員	13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員	15番 吉岡 清彦 議員	16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君	議事課 長 富永 正彦 君
参事 森本 陽子 君	主任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副町長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君	総務部長 山本 昭彦 君
企画財政部長 久保平敏弘 君	建設産業部長 緒方 哲 君
住民福祉部長 松邨 清茂 君	健康保険部長 中山 庄治 君
水道局長 濱 伸二 君	会計管理者 山口 利弘 君
教育次長 森川 寛子 君	総務部理事 山口 功 君
建設産業部理事 中嶋 敏純 君	教育委員会理事 金崎 良一 君
総務課長 荒木 秀一 君	情報管理課長 堀池 英二 君
秘書広報課長 中村 元則 君	契約管財課長 井川 勝信 君
政策企画課長 荒木 隆 君	財政課長 田中 一之 君
税務課長 山崎 昇 君	収納推進課長 渡部 守史 君
土木管理課長 中尾 盛雄 君	都市計画課長 日名子達也 君
福祉課長 細田 愛二 君	こども政策課長 村田ゆかり 君
住民環境課長 宮崎 伸之 君	健康保険課長 志田 純子 君
介護保険課長 辻田 正行 君	水道課長 山口 新吾 君
下水道課長 山崎 禎三 君	教育総務課長 宮司 裕子 君
生涯学習課長 青田 浩二 君	農業委員会事務局長 和田 弘 君

会議録署名議員

8番 分部 和弘 議員      9番 西岡 克之 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 14時09分

平成31年第1回長与町議会定例会

議事日程（4号）

平成31年 3月 8日（金）

午 前 9時30分 開 議

日 程	議案番号	件 名	備考
1	—	一般質問	
2	1	上長与地区公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例	※総文
3	2	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
4	3	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
5	4	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
6	5	長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
7	6	平成30年度長与町一般会計補正予算（第5号）	※総文
8	7	平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※産厚
9	8	平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※産厚
10	9	平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	※産厚
11	10	平成30年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）	※産厚
12	11	平成31年度長与町一般会計予算	※総文
13	12	平成31年度長与町駐車場事業特別会計予算	※総文
14	13	平成31年度長与町国民健康保険特別会計予算	※産厚
15	14	平成31年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※産厚
16	15	平成31年度長与町介護保険特別会計予算	※産厚
17	16	平成31年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	※産厚
18	17	平成31年度長与町水道事業会計予算	※産厚

日 程	議案番号	件 名	備考
19	18	平成31年度長与町下水道事業会計予算	※産厚
20	19	長与町立小学校空調設備設置工事（1）請負契約の締結について	——
21	20	長与町立小学校空調設備設置工事（2）請負契約の締結について	——
22	21	長与町立中学校空調設備設置工事請負契約の締結について	——

※付託予定の委員会

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

（「議長、議事進行」の声あり）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

お尋ねをしたいんですが、昨日の最後の安部議員の質問のときに傍聴席から異音は何回も聞こえました。多分撮影動画をされておられるだろうと思ったんですが、これはその今の選挙の中で公職選挙法の中に抵触する可能性が、これを利用するというのであれば抵触する可能性があるんじゃないかなと私は思うんですね。それと同時に今後もしそういう議長の許可を出されるのかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

会議前ですけれども、今、竹中議員の質問がありましたのでお答えいたします。昨日、私の判断として一応許可いたしました。その後、異音が聞こえましたので、その異音を止めるように指示しました。その後、議会運営委員会で話が出まして、議長の判断ということになっておりますので、いろいろ皆さんの意見を聞いたところ、やはり少し慎重さが欠いたんじゃないかという意見がありまして、そここのところは大いに反省してるところです。今後、こういう傍聴人からの申し出があった場合には、どういうルールを作るかっていうのを今後、検討するということになりました。以上です。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

今の議長の言葉で安心はしたんですけど、まあ私たちも4月に選挙を控えておりますので、それに利用をされるということになりますと、それについていろんな今Twitterとかいうのがありますから、これを拡散をするということになりますと、やはり公職選挙法に私は抵触すると思います。その辺を含めまして御検討を、議会運営でもう一度お話し合いをいただければとそういうふうに思っています。

○議長（内村博法議員）

それでは日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。通告順11、安藤克彦議員の①在宅育児への支援について。②コミュニティ・スクールについての質問を同時に許します。

6番、安藤克彦議員。

○6番（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。それでは、早速一般質問を始めたいと思います。今回、私は大きく2つの点についてテーマを挙げております。まず1点目の在宅育児への支援についてということです。近年、女性活躍推進が叫ばれ、国は希望を持つ全ての女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、法を制定しあらゆる施策を

打ち出しております。これは国の大きな課題である人口減少問題とも密接な関わりがあり、働きながらでも、出産、子育てがしやすいように、町も認可保育所の新設や既存保育所の整備で受け皿を拡大し、ほかにも様々な子育て支援策を講じております。一方、出産から乳幼児期を親が家庭で育児をする、いわゆる在宅育児をしている方も多くいらっしゃいます。そこで以下の点についてお伺いいたします。1点目に在宅育児をする保護者への支援はどのようなものがありますか、お伺いいたします。2点目に、財政的に見た保育所を利用する保護者と在宅育児をする保護者への支援の公平性についてはどのようなになっているのかお伺いいたします。3点目に、在宅育児をする保護者への支援金や現物給付への取組についての考えをお伺いいたします。

2つ目に、コミュニティ・スクールについてお伺いいたします。平成29年に改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会が学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置するよう努力義務が課せられました。また、県教育委員会発行の冊子「ながさき版コミュニティ・スクール」によると、コミュニティ・スクールには、学校運営協議会制度が導入され、これは学校運営や課題に対し広く保護者や地域住民が参画できる仕組みで、社会総掛かりでの教育の実現を目指すとも解説されております。本町には現在各学校に学校支援会議が設置され、それぞれの学校で会議体と活動体が連携し、充実した活動が行われていると伺っておりますが、現場では今回このような改正でどのように変わるのか疑問の声も聞かれております。そこで以下の点についてお伺いいたします。1点目に、現在の学校支援会議の現状と評価について伺います。2点目に、コミュニティ・スクール制度に対する町の考え方についてお伺いいたします。3点目に、本町では2020年4月に全ての小学校での導入を発表しておりますが、現在の進捗状況についてお伺いいたします。以上よろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして皆さんおはようございます。今日最初の質問者であります安藤議員の①の御質問にお答えをさせていただきます。今の御質問に対しては教育委員会の方からお答えをさせていただきます。1番目1点目の在宅育児をする保護者への支援という御質問でございます。お友達づくりの場、親子のふれあい、子育てに関する相談、情報交換の場として子育て支援センターを現在町内6か所で開催をしております。そのほかにさらに身近な遊び場といたしまして、子育てサロンが町内9か所で開催されているところでございます。また、子ども連れでの外出が難しいときや育児リフレッシュをしたいという思いになるときがあるかと思うんですけども、そういった場合は利用が可能な一時預かり事業、あるいはファミリーサポート事業などの育児支援を行っておるところでございます。さらにシルバー人材センターや社会福祉協議会が行っております家事支援、保育園の園庭開放あるいは幼稚園で開催されておりますお遊び教室の御案内など、町とし

ましてもウェブ等も幅広く出しておりますので、そういったものを活用しながら子育てに関する情報支援にも努めているところでございます。

次に2点目の財政的に見た支援の公平性はいかかなものかというふうなことでございます。保育所を利用されている保護者と利用されていない保護者の支援につきましては、施設型給付費という財政的に大きな違いがあるものと捉えております。しかしながら、保育園に預けるか、在宅で育児をするかにつきましては、各家庭の御事情によりまして自分たちで選択をしていることから、保護者の中に不公平感を感じておられる方は、それほどいないのではないかなというふうにも考えております。子育てにおける支援は、各家庭の困りごとに応じまして必要な支援を提供することが大切じゃないかと考えておりまして、支援の公平性については財政的に見るというよりも、支援の必要な方へ必要な支援が届いているかということの方が大きいのではないかと考えております。

次に3点目の在宅育児に対する支援金や現物給付への取組はいかかなものかという御質問でございます。0歳児の在宅育児世帯に給付金を支給する在宅育児手当が県レベルでは、国内で初めて鳥取県において平成29年度から導入されたようでございます。0歳児の保育につきましては、子ども3人に対しまして保育士1名を配置するために多くの保育士が必要になるわけでございます。そういった意味から公的財政負担が非常に大きいところでございます。在宅育児を支援することによりまして、待機児童対策並びに財政負担の縮減に繋がるということが期待されているほか、子育て世帯の経済的負担感が軽減されることで、少子化対策の効果も見込めるのではないかと、そういったことも想定されているようでございます。一方では支給対象者が育児休業給付金を受給できない世帯、出産を機に退職した世帯、専業主婦世帯となっていることから女性の就業促進にストップをかける要因になり得ることが考えられます。さらに幼児教育の無償化が段階的に進められていることから、実際にどういった成果が得られるのかなど十分に調査研究の上、支援金や現物給付への取組につきましては、慎重に検討をしてみたいとそうように考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

皆さん、おはようございます。では安藤議員の2番目、コミュニティ・スクールについての1点目であります現在の学校支援会議の現状と評価の御質問にお答えいたします。学校支援会議は、町内全ての小中学校に設置されており、学校独自の取組が展開されております。議員御指摘のとおり会議体と活動体が連携して各学校を支援していただいておりますが、ここでは活動の例を御紹介し、現状報告とさせていただきます。活動には、子どもたちの登下校の見守り、除草作業や剪定作業などの環境整備、運動会などの学校行事支援、本の読み聞かせなどの事業支援など様々な形での支援があっております。

評価といたしましては、学校支援会議のおかげで子どもたちの安全安心の環境が作ら

られており、授業や行事についても充実したものとなっていると思います。学校支援会議は、全ての学校において必要不可欠の活動であると捉えております。関係各位には深く感謝しているところでございます。

2点目のコミュニティ・スクール制度に対する町の考えの御質問については、長崎県教育委員会は平成32年度に長崎県内の21市町において、最低1校はコミュニティ・スクールを設置することとしております。これを受けて本町としましてもコミュニティ・スクールの設置をすることといたしております。本町では小学校区を基本として地域コミュニティが設置されています。教育委員会としましては、学校と地域との組織的な連携、共同体制が構築しやすいことを考慮し、5つの小学校をコミュニティ・スクールにする予定としております。なお、中学校におきましては学校支援会議を継続する予定であります。議員御指摘のとおり各学校の学校支援会議につきましては充実したものとなっております。地域総がかりの教育がコミュニティ・スクールの効果と言われておりますが、その意味でも充実した実践が継続するようしていきたいと考えております。また、学校現場でも働き方改革に取り組んでおりますので、コミュニティ・スクールにより、スリム化を図ってまいりたいと考えております。

3点目の現在の進捗状況についてお答えいたします。昨日も話したかと思いますが、コミュニティ・スクールは学校運営協議会を有する学校を指します。教育委員会としましては、準備段階を3つと捉え準備を進めております。第1段階は学校運営協議会規則の制定。第2段階は組織づくり、委員の任命。第3段階は学校として共通の目標を設定。としております。現在は第1段階が終了しております。昨年11月の教育委員会において長与町学校運営協議会規則を制定いたしました。平成31年4月から第2段階に入り、平成32年、来年再来年ぐらいになりますか、年度的に言えば再来年度4月に5つの小学校で学校運営協議会を立ち上げる予定でございます。私の方からは以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

それでは再質問に移らせていただきます。順番通り、まず在宅育児の支援についてというところですが、今回このような子育てに関する一般質問を出すに当たりまして、私自身、自分自身の子育てをしたときのことを振り返りながら、また、そのときの町の対応とか、情報とかを重ね合わせながら、改めて町の子育て政策について見つめ直す機会となりました。まず1番初めに思ったことは、情報の入手がしやすくなった。これはもうてきめんだと思います。インターネットの発達普及が大きなことで、それに対して町も真摯に対応してきたと。特に子育て応援サイトの「大きくなーれ」ですか、これはもう本当に私も最初導入されたときにちょっと開いたんですけど、久しぶりに開いてみると欲しい情報がきちっと整理されていてすごく分かりやすいなど、見やすいなど。自分が、例えばこれを調べたいと思ったときに本当に行きやすくなってるんですね。まだま



だ改善の余地はあると思うんですけども、すごく今の段階では、自分の当時と比べると本当に情報の入手がしやすくなったなと感じました。また、そこで困っても子育て支援センター、包括支援センターこちらに電話を掛けるなり、行けば、たらい回しにされることなく情報を得ることができるんじゃないかと思っております。昨日の一般質問の中でもちょっと触れられてたんですけども、福祉医療費の助成ですね。私の子育てのときには小学校就学前までしか無かったんで、ちょっと残念かなとは思うんですけども、その申請もしやすくなって、昔は1医療機関1か月分1枚ずつ書いて、それに領収書を添付して、うちもかなり病院にお世話になったので大量なのを持って役場の開庁時に持ってこなきゃいけないという、そういったのも解消されているんですよ。また、1番大きなのは、やはり保育所の整備かなと思っております。新しい保育所、認可保育所が新設され、あるいは改修を行い、うちは高田保育所、床にビー玉を転がせばどこまでも転がって行く趣のあると言うか、そういった施設で子どもはとても愛着があったと思うんですけどね。そういった施設でベテランの先生方に支えられて育てましたけども、今は選択の幅も広がったと思っております。何と言っても国会で審議されているんでしょうか、幼児保育の無償化。本当にうらやましい限りだなと、充実した支援策が講じられているなと思いました。前段にも述べさせていただきましたが、私は保育所に預かっていただきましたけれども、そうではなく、やはり在宅育児を選択されている世帯、あるいはやむなく在宅育児になっている世帯があるのも事実だと思います。

働く人を対象とする施策は先程も申しましたが、やれ待機児童解消だ、保育所無償化だ、幼稚園も無償化だと次々年々打ち出されてくるわけですよ。景気が上向きになってきた感がある中ですけども、高齢化とか人口減少とかと相まって労働者不足の問題も関連しているのかなと思いますけれども、ただ、いろいろな事情でやはりどうしても保育所に預けることができない方もいらっしゃいます。また、保護者が信念を持たれて、子どものことを思って預けないという選択をされる方もいらっしゃいます。やはり小さいうちは自分の手で育てたいと、ぎゅっと抱きしめて自分の子といたっていう保護者ですよ。医学的な見地というのは私はよく分かりませんが、集団での社会性を学習させる時期までは、それは私は良いことだと、決して悪いことではないと思うんですね。親が自分で子どもを育てるということは。私も先程高田保育所に預けたと申し上げたんですけども、保育所に預けるときに先生から迎えに行ったときに子どもをぎゅっと抱きしめてあげてくださいねって言われました。だから私も妻もそれはずっとしてきましたし、送るときもぎゅっと抱きしめて子どもを保育所に預けた覚えがあります。我が家は実現できなかったんですが、そんな家庭でしっかりと保育をする保護者を応援できればと思い、今回このような提案をさせていただいております。先程これ1つ目の2番目の回答の中で出てたんですけども、余りそういった保護者からの声が聞かれないというお話がありました。確かにそうだと思います。これは少数派なんですよ、本当に。そんなにたくさんいらっしゃるわけではないと思うんですよ。この今の社会で

すから多くの保護者の方が共働きとなっている現状は特に長与町はそうじゃないかなと、昼間人口の流出の状態から見てもそうではないかなと思っております。それでは1点目で数々の支援策を紹介いただいたんですけども、私は今回在宅育児を挙げてますので、在宅育児をする保護者に特化した政策というのは、今紹介いただいた中でどれがあるのでしょうか。どちらも使える政策で言われたのか。在宅育児の方しか使えないよっていう政策を教えてください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

先程町長が答弁されたものは保育所に預ける前のお母様方であったり、在宅育児をされてる方、両方の方の支援ということで挙げさせていただいております。在宅育児だけに特化した方だけを対象にした施策といいますと、一時預かり事業と保育園の方でされてる園庭開放、これに限られてくるのかなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

そうだと思います。それぞれいろんなサロンとか、支援センターの利用とかっていうのは誰でも使えるわけですよね。子どもを育てている保護者なら誰でも利用できる。となると、やはりこの一時預かり保育ですか、保育所に一定時間、月に12日でしたかね、上限を設けてありますけども預けることができると。この利用については何か決まりとか、制限とかございますか。利用はどういった形ですか教えてください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

一時預かり事業は、各保育園の方に委託という形をお願いをしております。直接、園の方にお申し込みをさせていただいて利用をするという形になってまいります。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

費用負担についてはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

はい、30年度予算でいきますと、一時預かりの予算を1,370万とっております。保護者の費用負担につきましては、1歳児、2歳児が1日当たり2,500円、3歳以上が1人1,500円の負担となっております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

利用するにしても1回当たり費用が発生するという事なんですよ。ここでちょっと2つ目の公平性に関する問題に行きたいんですけども、先程、町長答弁でもありましたけれども、在宅育児をする方は、結局財政負担はほぼゼロですよ。保育所の方と比べるとゼロじゃないですけど、かなり低いわけですよ。この財政負担の差っていうのはどのくらいのものなのかっていうのは数字で出ませんか、何か。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保育園の入所の部分、入所育児に特化するとやっぱり施設型給付費ってのが予算として上がってまいります。この部分が約13億、そして在宅育児に特化したものが一時預かりの1,370万ということで、かなりの大きな差が出てくるかと思えます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

町長も、もう聞かれたと思うんですけども、在宅育児をする方としない方の差というのはもう130倍、120倍ぐらいですかね。これだけの差があるわけですよ。先程支援金関係の答弁の中にあっただけですけども、やはり待機児童があるのは0歳児というケースが多いと思うんですよ。そういった在宅育児をされてる方というのは、逆に家で育てることによって町の財政負担も軽減してると捉えることができます。となると、やはり声が聞こえないからじゃなくて、こういった現状があるということは、やはり何かしら福祉の視点から補助っていうか、助けてあげるっていうのが必要じゃないかなと思うんですよ。当然、福祉というのは本当に困ってる人に与えるっていうのが福祉と言われますが、もう今そうではなくなってるんですよ。1番てき面なのが中学生まで拡大した医療費補助ですかね。あれは困ってる人じゃなくて一律ですよ。なんて言うんですよ。本来は私はこういった施策には所得制限というのがあって然るべきかなと思うんですけども、そうではなく裕福な方も、そうでない方も同じように支援をされている。でも、これも福祉なんですよ。っていうことは、今回のケースは先程あった大きな差、公平性、財政支援の公平性に鑑みると、やはり何かしら、もう少し措置を私はすべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

町長答弁にもありましたように、育児支援というのは支援が必要な人へ必要な支援を

届けることが1番最大の目的かなというふうに捉えておまして、確かに在宅育児に特化をしますと金額的にはもう1,370万、入所している子どもには13億というお金が掛かってる。これはもう財政的には大きな負担がございます。しかしながら、在宅育児をされてる方は、ほかにも子育てサロンですとか、支援センターですとか、包括支援センターの相談ですとか、あといろんな母子保健事業でしている母子事業にも参加することができまして、そちらの方にも予算をずいぶん費やしております。それは保育所に入所してる方もお休みして参加をすることは可能なんですけれども、一定在宅育児をされてる方にもたくさんの支援をしておまして、その方たちはすごく満足度が上がるといいますか、財政的な支援というところでは、議員が言われるように薄いつて思われるのかなと思いますけれども、支援をしてるっていう視線からいくと在宅育児をされてる方にも十分な支援が行き届いているのではないかなというふうに捉えております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

十分私もそこは分かりますし、町の財政のことを考えると、やはりお金が潤沢にあれば出してもいいんでしょうけども、なかなか出せないという実情も理解しているところです。私が提案しているのは2つ、支援金や現物給付っていうことを書いておりました。支援金を行っているのは、先程紹介のありました鳥取県が県を挙げて、そして和歌山県も同じように県を挙げて、ほぼ県内全市町村ですね。支援金を確か県が1万5,000円、市町村が1万5,000円ぐらいの負担で月々3万円を支援していると。昨日の同僚議員の一般質問でもあった保育料無償化になってくると、また話は変わってくると思うんですけども、パートをしてもそんなに収入が得られない。でも保育料は結構払わなきゃいけないっていうお話があって、そういったところで繋がってくる可能性はあるんですけども、そういった事業を行っている県もあると、市町村もあると。単独で支援金を出している、金額は若干下がりますけれども、行っている市町村もございます。この支援金を出すのは、やはりかなりのまた予算が必要だと思うんですよ。ですが、先程からこういうこともしているよと言うのは課長から説明があったんですが、お母さんには限らないんでしょうけども、育てている方にリフレッシュをする機会、先程言った一時預かり保育や社会福祉協議会がしているファミリーサポートがあるんですが、やはりそちらも多少なりともお金が掛かるんですよ。ですので、もうちょっと見方を変えて、こちらに支援を多少なりともできないのか。市町村名はちょっと挙げませんけれども、一定枚数の券を発行して1年に2,3枚だったと思うんですけども、利用してみませんか。そしてずっと子どもといらっしゃる、そこをちょっとリフレッシュをするために、そういったのもやはり在宅育児をする方の支援に繋がるんじゃないかなと思うんですね。これはそんなに多分予算は支援金を配るのとは比べようにならないほど少なくて済むと思うんですけども、皆さんが使うわけでもないと思いますし、そうい

った支援というのは、改めてこの現物給付という中で考えられないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

当然、保育所に入ってる方も自己負担ということで所得に応じて一部負担をしていただいております。一時預かり事業も一定の応用負担ということで負担をしていただいているというところでは、同じ利用する方が一部負担をしていただくというところで、全体的な保育所の入所の部分と在宅育児だけを比較すると大きな差がございますけれども、利用される方が一部応用負担をしていただくという観点からは大きく差は無いものかなと思っております。それからクーポンを発行して、そんなに予算的に掛からないんじゃないかってことだったんですけども、ほかの所を見ますと確かに1回分無料で使えますとか、2回分一時預かりを無償で使えますということで、財政的に言えば1歳の子どもであれば1回で2,500円、2回で5,000円ですので、それぐらいの予算で済むのかなとは思っておりますけども、今後検討をしていきたいなというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

検討していただくってことなんですけど、今回多分こういった話題が一般質問に上がるのは、この議会では初めてじゃないかなと思うんですよね。それはやはりこういった方々が少数派ゆえだと思うんですよ。私も自分がそうではなかったもので、ある方からお話を聞くまではこういったことにやはり関心が無いというか、興味が無かったというか、知らなかったというのが現状ですよね。ただやはり私たち議員も小さな意見でも吸い上げていく。そして今、町が言っている子育てするなら長与町ですか、まさにぴったりじゃないかなと思うんですよね。保育所に預ける方には支援しますよ。いいですよ。でもそれ以外の方にもやはり支援しますよって、私、県内で初めてこういったことをするというのは町長の施策として有効じゃないかなと思うんですけれども、長与町のPRのためにもなると思うんですが、再度、町長いただけませんかでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今おっしゃったように在宅でされる方っていうことは、例えば自営業者等々においてはやむなく在宅で育てなくちゃいけないという方もいらっしゃると思います。そういった意味で町としましても、先程1番最初に私が申し上げましたけども、いろんなそういった方々のリフレッシュをしてもらうためとか、そしてそういった親御さんたちが集まる場所であるとか、そういった諸々の点からこういった在宅で子どもを育ててもらう方々のサポートというのをやっていきたいと思っておりますし、先程課長が言いました

ように、これはまだずっと継続していった問題でございます。いろんな形でどういった形が在宅にとって良いのか、そしてまた政府が言ってます働き方改革の中で、こういった保育施設等々が充実してきているということもあるわけでございますけれども、在宅というのも今議員おっしゃるように少数派でありますけれども、こういった形のものが1番良いのか、今後その諸々についても検討していきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

1回目の提案ですので、そうやって心良く聞いていただいております。

それでは2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。コミュニティ・スクールについてであります。昨日の同僚議員の一般質問とも若干被った部分があるんですけれども、昨日の答弁でもありました学校支援会議を発展的に学校運営協議会に移行するというふうな教育委員会理事の答弁がありました。まさしく、今まで蓄積された活動を生かして、発展させていくやり方しかないかなと思ってるんですね。また教育長答弁の中でありました今の学校支援会議の仕組みですかね、あるいは協力体、これは必要不可欠という評価をいただいております。活動の中の紹介があつたんですけれども、私これちょっとたまたま持ってたんですけれども、ホームページの方であります古い資料ですけど、かなり。この学校支援会議と言う冊子の中にも活動内容が紹介されておりました。確かに地域の皆さんが協力して活動されてますし、私もその活動体の中にちょっと参加をさせていただいてますし、この議場にいらっしゃる議員の中、あるいは管理職の方の中にも多くの方が一緒に汗を流していらっしゃいます。本当にそれによって学校、子どもたちが健やかに成長できていく。すごく良い感じで長与町は来てるんじゃないかなと思っております。平成28年度に洗切小学校で地域の家庭教育力向上推進事業の委託を受けられたと思います。これは平成28年6月の同僚議員の一般質問の中でも取り上げられておりました。これは地域コーディネーターを配置して、学校支援会議の活性化が狙いだったと思われるんですけれども、実際ここで委託を受けて行ったことがどうだったのか。またここで得たものを今後生かすことができるのか。ちょっとその点についてお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。今議員がお聞きになられた取組は、洗切ふれあい塾という取組でございます。毎週水曜日の午後に子どもたちが様々な学習をするというふうな形態で、地域の方々を含めていろんな御支援をいただきながら、子どもたちがそこで学びを展開していくというふうなことをやってきました。これにつきましては、子どもたちの感想も毎年読んでおりますが、非常に有益であったというふうに評価をしております。こ

れにつきましては、次年度以降、この財産を町内全体に広めたいと思ひまして、上長と公民館におきまして土曜日に、洗切ふれあい塾の発展的な版として、ふれあい塾を展開をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

ちょっと私勘違いしてました。なるほど1つの活動に対する委託だったわけですね。私は学校支援会議全体の何かしているのかなと思ひまして質問をさせていただいたんですが、申しわけありません。なるほど、そうなるちょっと話題変わりますけども、学校支援会議は会議体と活動体が今まで一体でしたよね。1つの固まりだから会議体の意思というのが活動体にダイレクトに伝わるという良い面、そして活動がスムーズに行われてたんじゃないかなと思うんですね。まさに理事も御存じのとおり長与第二中学校はもうそれが典型的にできているんじゃないかなと思ひます。一方コミュニティ・スクールでは今まで一緒だった会議体と活動体が、会議体というのは学校運営協議会ですか、で活動体というのは地域学校協働本部って県の資料ではあったんですけども、というふうに分けられるんですね。そして、これが連携をしてっていうふうな矢印がついてるわけですよ。今まで一緒だったものを敢えて別々にして連携をなさい、連携をすると。これが私がいまいち解せないんですね。1つはこの地域学校協働本部ですか、活動体の本部、これはどういった形になる、学校運営協議会っていうのは分かりますよね。今まであったいわゆる支援会議と同じような形に移行するいわゆる会議体ですたいね。話し合っ決めてるところですか、それが活動体と分離されて、この活動体の本部っていうのをどこかに置くっていう形になるんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。先程教育長答弁もございましたとおり、平成32年度4月から小学校で学校運営協議会を立ち上げることにしております。また、学校支援会議につきましては、先程から議員の御指摘のとおり非常に有効な活動であるというふうに考えております。この学校支援会議をまた分離して、そしていわゆるコミュニティ・スクールのような全国で展開されてるような形にするというのは、かなり作業としては重たいかなというふうに思っております。学校の運営協議会ごとにその協働本部をどうするかということについては、それぞれ検討していただくというふうには考えております。しかしながら、教育委員会の今の考えとこれからの提案としましては、今のような形を継続しながらやっていく。いわゆる御指摘の活動体と会議体が一体化したような形でスムーズに運営をしていくというふうなことで進めていけたらというふうに考えております。この形には各学校こだわらずに円滑に進めていくというふうなことで、コミュニティ・

スクールを進めていきたいというふうに教育委員会としては考えてます。以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

分かるような、分からないような感じなんですよね。元々国が最初に打ち出したのはコミュニティ・スクール、平成27年ぐらいの中教審か何かで出しましたね。そのあと長崎県が学校支援会議でいきましょうってなって、今回は全面的に変わると。ちょっと上の方の考えに市町村が翻弄されてきているんじゃないかなと思います。ただ、これが悪いって言うものではない。だから上手に使っていかないといけないのかなと思います。幾つかこれを作ることによって大変なことっていうか、まず昨日規則のお話がありました。コミュニティ・スクールの主な3つの機能のうち、校長が挙げる基本方針を協創するというのがありました。そして学校運営について意見を述べるができる。それと教職員の任用に関して意見を述べる。この3つのことが上げられております。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に書かれているんですが、昨日の説明では人事権が無いのでという話があったんですよね。県費負担教職員人事には人事権が無いので、それは関係無いと。私、昨日、教育委員会の中でそれを了承を得たと言うんで議事録を見たんですけど、議事録の中に全くこのことには触れられてないんですよ。その前に行われた総合教育会議、この中で若干触れられてるのが、昨日説明があった校内人事という話だった。ちょっと私2つここで疑問があるんですけど、まず教職員の任用に関して本町ではもう規則の中に入れてないということで理解していいんでしょう。教育委員会の議事録の中に資料が全く添付されないの、議事録だけをずっと拾い集めたんですけど、このことは全く触れられてないんで、改めて確認しますけども、教育委員会の教職員の任用に関しては本町の規則の中には全く触れられてないということではないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

議員御指摘のとおりでございます。触れておりません。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

これ御存じだと思うんですけども、文科省が出してる資料、今回の法律改正においての条文の解説の中に、ちょっと読みますけど、学校運営協議会は学校の教師、学校の職員の採用、その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができることを規定していると、まずあるんですよね。そして、またちょっと中略しますけども、また県費負担教職員に対する学校運営協議会の意見について市町村



教育委員会を經由して、都道府県教育委員会に提出する必要があるとされているんですよ。これは学校運営協議会がいわゆる人事権はないけども、意見を言えば町村教育委員会としては、県教育委員会に上げないといけないっていうふうに理解することができるんですが、その規程自体を削除、入れなかったというのはどうしてでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

教職員の人事権につきましては、昨日も申し上げましたとおり、県の教育委員会が人事権についてはあるものでございます。市町村の教育委員会も持ちませんし、どこかの意見でそれが、これまでも何か影響を与えるということでもございませんでした。

今回このような規定があって、これについて意見を述べていただいても、それが意見として反映するようなシステムは長崎県ございませんので、会議をしてもそのことが反映されないのであれば、ここに入れる必要ないというふうに判断をいたしまして、このようにいたしました。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

理解しました。これは任意で入れることができることになってますもんね。

もう1つは昨日、校内人事に、誰が何組の担任になるとかっていうことは、学校運営委員会に諮るようになるんじゃないかなっていうふうにお話をされたんですが、これ間違いないでしょうか。確認したいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程3点ある中の2つ目でございますが、学校の運営に対して意見を述べるができるということがございます。その中に担任であるとか、あるいは様々な人事で、中学校で言いますと部活動でありますとか、そういったところの顧問について意見を述べるというふうな機会が出てくるであろうと予測をしまして、そのような回答をしました。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

中学校の話が出たんですが、中学校はまだちょっと言えないんですよ。小学校だけと限定して今回はちょっと議論してるんですけども。誰が何組の担任になりますよっていうのが私もちょっと経験があるので、それは技術的に可能なのかなっていうのが1つあるんですよ。担任が決まるのは実際は4月1日かなと思うんですよ。ということはその前に運営委員会に諮る。これが技術的に可能なのか。そこで校長先生が異動でも

しょうものならですたいね。学校支援会議で諮ることは学校経営案とかも多分諮られるんですよね。校長が変わってしまえば絶対学校運営会議そこに入れることはできませんよね。ということは、やはり現実的に先程言ったいわゆる校内人事に関わるのが難しいんじゃないかと。私そう思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

御意見ありがとうございます。技術的あるいは期間的にそれが完全に無理かと言いますと、意見を反映するというふうなことにおいては、その部分をやっぱり残しておいた方が、いわゆる地域総がかりで学校をつくるという目的には叶うのではないかというふうに思います。技術的にできるかどうかというのは、また今後の会議の開き方あるいは開催の時期によるところかなというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

私も考えたんですけど、昨日の一般質問であった、外国人の問題がございましたよね。例えば校内人事に関わることであれば、外国語をできる教員を、中国語をできる教員を、ベトナム語をできる教員をとか、ベトナム語をできる加配をとか、支援員をとかっていう、そういった要望っていうのはコミュニティ・スクールの会議の中で出してもらって、上に県教委に上げるっていうシステムができたんじゃないかなと思うんですね。削ったのはだめとは申しませんが、この制度ではとりあえず長与町教育委員会は削りましたので、先日一般質問でもあったように、やはり教育委員会はもっと県の方にプッシュするっていう形は残しておいて、強く言えるような状態でいて欲しいと思います。あともう1つ最後ですけども、今までは学校支援会議は委員の報酬が出てたんですかね。今回このコミュニティ・スクール、学校運営協議会には、報酬の規定が法律の中に入ってるんじゃないかなと思うんですけども、規則の中に、またこれも議事録見ても全く触れられてなかったのが、報酬についてはどうなのか、それに対する条例整備とかも、もしあるならば必要だと思うんですけど、その点についてお伺いします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。規則の中にこのような条文を設けました。委員は、町の非常勤特別職員としての身分を有するというを入れました。このことによりまして報酬を支払いさせていただくというふうなことで考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

じゃあ、また改めて条例が提出されると思いますので、そのときにまたお伺いしたいと思います。最後に、これは実際に支援されている方から聞いたんですけど、中学校はなるのかと。先程、中学校は今のままいくと町村に1つはっていうのがありました。で、長与町は5校、小学校ということですけども、中学校については今後どのように、今のところみたいなお話だったんで、今後コミュニティ・スクールに転換していくのか、それとも今ある組織体を充実させていく考えでいいのか。最後確認をしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

当分のところは学校支援会議を継続していこうというふうに考えております。それは校区の問題がございまして、コミュニティが分かれて中学校に通うケースがございまして、そこが解決できないと、できないというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

おっしゃるとおりなんです。私ももし将来的にはと考えるとえば、その問題を解決しないといけないなど。今でもいわゆる中学校区と地域政策課のコミュニティですかね、あれがちょうど私が住んでいる辺りがごちゃごちゃになってるんですよ。だからそこを整理しないとできないなど、私は現状のままが1番ベストじゃないかなと思っております。最後になりましたけれども、4年間、8年間ですかね、お世話になりました。また、この場に立てるように頑張らせていただきたいと思っておりますけれども、今回もうすぐ退職される方も数名いらっしゃると、まだ庁舎内にもいらっしゃるとお伺いしております。役場で得たスキルを今後長与町あるいは地元のために貢献していただいて、今後の人生を充実したものにさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時28分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。通告順12、中村美穂議員の①住民サービスについて。②町の情報発信についての質問を同時に許可いたします。

2番中村美穂議員。

○2番（中村美穂議員）

皆さんおはようございます。今定例会最後の質問者となりました。2点質問いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。では質問に入ります。まず1点目、住民サービスについて。町は町民が行政サービスを利用しやすく改革していくことも必要であ

ると考えますが、現在、住民票や印鑑証明書を発行できるふれあいカードの交付機、この利用もメンテナンス経費の増加や老朽化でコンビニ交付へ移行していくと聞いております。そのためマイナンバーカードを利用することになると思いますが、今後の窓口対応など次の点についてお伺いします。まず1点目、マイナンバーカードの交付申請率はどれくらいですか。2点目、マイナンバーカードで今後利用できるサービスはどのようなものですか。3点目、土曜開庁の窓口サービスの変更内容と今後について。

大きな2つ目の質問として、町の情報発信について。町の情報発信について29年第1回定例会で質問をいたしました。広報ながよや自治会回覧、ホームページ、SNSなどからの発信が実際にどのように改善されたか、また、これから計画されていることがあるのか次の点についてお伺いします。1点目、広報ながよの改善された内容について。2点目、ホームページやSNSの改善された内容について。3点目、防災無線を利用した情報発信について。以上質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは本定例会最後の質問者であります中村議員の質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目のマイナンバーカードの交付申請率はどのくらいかという御質問でございます。平成31年1月末現在で5,383件、12.71%の申請率となっております。2点目のマイナンバーカードで今後利用できるサービスはどのようなものかという御質問でございます。今後の利用につきましては、本議会に上程しております平成31年度長与町一般会計予算にコンビニ交付サービス事業に関する予算をお願いしております。事業開始に伴いまして全国のコンビニエンス等にあるキヨスク端末を使用し、住民票、印鑑証明書、戸籍事項証明書、戸籍附票が受け取れるようになってまいります。3番目の土曜開庁の窓口のサービスの変更内容と今後のという御質問でございます。現在、共働きの世帯が多い本町の特徴があることから独自の施策といたしまして、役場窓口を第2及び第4土曜日の午前中に1階5課で一部業務サービスを行ってまいりましたが、今後はコンビニエンスストアでの業務サービス拡張を予定していることから、一定の役割は終えたものと考えております。今後につきましては4月から移行期間といたしまして、住民系の一部サービスを残し、1年後は全ての土曜開庁窓口を終えるように予定をしております。現在はコンビニ交付サービスを受けるために必要となるマイナンバーカードの取得を推進しておるところでございます。今までの業務につきましては、郵送や役場玄関内のポスト等で対応してまいりたいと考えております。

2番目1点目、情報発信の質問で広報ながよの改善された内容という御質問でございます。広報は議員御案内のとおり自治体の顔とも言えるものだと思います。本町におきましても、読みやすい、伝わる広報誌というのを目指しております。改善点といたしましては、町民の方に興味を持っていただけるように新しい連載企画などを検討してまい

りました。平成29年7月号より町民の皆様に役場の仕事や職員を紹介する「町のお仕事紹介」、平成29年12月号より元気な西そのぎ商工会のお店を紹介する「長与よかところめぐり」、平成31年1月号より郷別に歴史や風習などを紹介する「我が町シリーズ」などの掲載を始めたところでございます。また、読みやすい紙面とするためタイトルや記事の内容を簡潔に、写真を大きく、分類を分かりやすくなど、他自治体の広報などを参考にいたしまして、毎年見直しを行っているところでございます。対象者の年齢層が広いため試行錯誤しているところもございますが、手にとってもらえるような紙面作りを心掛けているところでございます。次に2点目のホームページやSNSの改善された内容という御質問でございます。ホームページの改善点といたしましては、定期的な更新を基本として、町制施行50周年では特設サイトを開設しまして今昔写真の掲載や町民の皆様の写真で100日間のカウントダウンを行うなど、皆様方に興味を持っていただける仕組みを考えてまいったわけでございます。そのほか細かなレイアウトの変更など、ホームページを見やすくするため、その都度改善を行ってまいりました。また、第三者による通信データの盗聴や改ざんに対する安全面の確保といたしまして、現行のホームページアドレス、httpをhttpsに変更いたします。Sがセキュア、安全に行うという意味ですが、ホームページをSSL化し暗号化された通信にすることで、通信中の情報漏洩や個人情報の流出を防ぎ、ホームページの安全性を保証する作業を現在行っているところでございます。また、平成32年度にホームページのリニューアル作業を計画しております。これは地方公共団体のホームページといたしまして、高齢者や障害のある方など誰もが利用しやすいホームページにするためのものでございます。現在調査研究を行っているところでございます。SNSソーシャルネットワーキングサービスにつきましては、長与町のイメージキャラクター、ナガヨミックンを通しまして、イベント情報や行政情報、また季節を感じる情報などをFacebook、Twitter、LINEにより発信をしております。このSNSの改善点といたしましては、平成29年3月よりFacebook、Twitterでの防災情報配信を開始しました。また週1回を基本としている更新に加えまして、イベントなどの周知、季節に合った情報発信を随時行うなど、より新しい情報を小まめに発信するように努めております。今後も情報発信の内容を充実させ、住民の皆様へきめ細かな情報提供を考えておるところでございます。次に3点目の町の防災無線を利用した情報発信についての御質問でございます。防災行政無線のデジタル化によりまして、町が発信する緊急防災情報が様々な方法で確認できるようになりました。配信情報の区分といたしまして、1つ目は大雨警報や避難所開設のお知らせなどの防災情報、2つ目は町のイベントの中止など、町からのお知らせなどの行政情報、3つ目は町内で発生した火災についての情報を発信する火災情報があります。また、配信方法といたしまして、登録制メール、フリーダイヤル、SNS、ホームページ、ケーブルテレビなどがあります。現在複数のツールで情報発信をしておりますが、長与町防災行政無線運用管理規則に基づき、情報発信の内容をさらに充実させて、住民の皆様へ

きめ細やかな情報提供を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

それでは再質問に入らせていただきたいと思います。マイナンバーカードの交付申請率は概ね10%程度かなと予測しておりましたけれども、やはり低いようで5,383件、12.71%と今お聞きいたしました。マイナンバーカードについてもお聞きしたいんですが、その前にまず今現在使われている、ふれあいカードによる交付機、この利用について質問をしたいと思います。まず年間利用件数についてお尋ねします。

○議長（内村博法議員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

お答えします。平成29年度の実績でございますが、自動交付機の利用件数につきましては1万1,703件となっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

29年度で1万1,703件ということは、役場が開庁している時間も含めてだと思えますけれども、今聞いたところではかなり利用されている方が多いんじゃないかなと思っております。開いてる時間も利用するメリットとすればカードと暗証番号の入力で、記入することなく住民票や印鑑証明書など発行することができること。それから平日や休日でも利用することができるということが最大のメリットなのかなと思っておりますけれども、利用できる時間帯を改めて教えてください。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

お答えさせていただきます。現在の自動交付機につきましては、平日でありましたら、午後7時まで利用可能な状態を8時からとっております。土日、祝日に関しましては午後5時までという状況でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

休日も5時まで、夜間も7時まで利用できる。ここが最大のメリットなのかなと思います。仕事をされてる方、仕事に限らずですけれども、役場の開庁時間になかなか来ることができないけれども、住民票とか印鑑証明書とかしょっちゅう要るものではないかもしれませんが、何かの手続きのときには必要になってくるものですので、一定利用さ

れてる方が多いのではないかと思います。しかし、このふれあいカードの交付機が老朽化もされてることでしょうし、メンテナンス経費とか部品などの保守契約が数年後に終了するのではないかと聞いております。それに代わるサービスとして今年度予算を計上されているようでございますけれども、コンビニ交付に移行されるということですが、31年度の予算に上がっていることですので、詳しく聞くのはどうかなと思うんですが、予定としてこのサービスの開始の目途はいつ頃になられますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

質問にお答えいたします。現在の予定としましては、今年度、先程も申しましたように当初予算の方に計上させていただいております。その流れでいきますと、平成31年度1月稼働を目途に今調整を図っております。ただしこれにつきましては、国の方の試験運用のテストという期間がございます、そちらの申請に掛かります時間というのが、今年度の申請団体におきまして1日に6団体しか試験が受けられないようになっております。その関係で若干のずれは発生するかというふうに思っておりますが、我々としては1月を目途にやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

コンビニ交付、国の制度でもありますので、予定としたら1月を目標にされるということで了解しました。そうしますと、コンビニ交付に移行する前にはマイナンバーカードの取得をしていただかなきゃいけないと思います。申請してからおよそ1か月から2か月ぐらい掛かるのではないかなと思うんですけれども、この交付申請率を上げて、今まだ12.71%ですから多くの方がまだ申請をされてないというふうに思いますので、そうした場合周知をしなければならないと思います。私も広報ながよに毎号、今掲載を大きく取り上げられているということは分かっているんですけれども、この周知活動として、ほかにどのようなことされておられますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

今議員がおっしゃったとおり我々の方も広報紙、ホームページ等を使いまして、昨年の12月定例会の方で認めていただきました関係上1月から取り組んでまいっております。その関係もございましてホームページ、広報紙以外で、2月18日からになります確定申告の場におきまして、マイナンバーカードの申請受付業務に取り組ませていただいております。また、町の行事等がございました際にはそちらに出向きまして、多くの方々がお見えになる会場に行きまして、そちらで申請手続きの御依頼をさせていただ

いたという状況でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

私も確定申告の会場に確定申告に行きましたので、その際に職員の方から声を掛けていただいて、マイナンバーカードを持ってらっしゃいますか、よければ申請されませんか。私は実は持っているものですから、私は持っておりますということで、そのときに写真もそこで撮っていただける。確か交付申請のときには写真を撮って書類に貼って出して、それだけなんですけれど、なかなかその証明写真撮ってということが、今度でいかなんかというような感じになって延び延びに、そしてまたそういった形で申請率が低いのかと思うんですが、今無料で撮影もされるし、ホームページを見たところいろいろ手続きについてサポートされるということで。実際にまだ確定申告の期間中ではあるので、実際どれぐらいの方がお声掛けで申請されてるか件数はお分かりになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民課環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

確定申告会場におきましては今、住民係の職員が2名毎日出向きまして2月18日から3月6日までの実績でございますが、現在205名の会場内の申告を受け付けております。同時期におきます窓口業務を合わせますと268件受付をさせていただいております。こういう状況になっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

先程も申し上げました写真撮影を無料でしていただいて、そしてオンラインの申請の補助、やはり高齢の方は特に記入したりとかそういったことがやっぱりこうなかなか手続きが面倒くさいなと思われて申請されてない方もおられると思うので、それは非常に有効なことだと思うんですね。今後はほかの行事等でも出向いてということですので、窓口でもずっとされてることは分かっていたんですけども、是非そういったことで申請率のアップに繋がっていただきたいと思うんですけども、ただ、交付申請をしない理由というのが、今回はそういったものがふれあいカードに替わってコンビニ交付。以前同僚議員の方が質問された中にもあったと思うので、そういうことで利便性が図られるということ。また施政方針の中でもマイナンバーを活用して自宅のパソコンなどで、子育てに関する一部手続きをオンラインで申請することができる子育てワンストップサービスを導入するということですけども、このマイナンバーまるわかりガイドというのを窓口で置いて、その申請について来られた方にお渡しして、国としてはもっと様々なサービスをこのマイナンバーカードを取得していただくといろんなことに使えますよ



ということがあると思うんです。ただ長与町としては、まだまだ今何も余り進んでいない現状じゃないかと思います。そういうサービスの構築はそういうシステムの構築とかも必要ですので簡単にはいかないことなのかなと思いますけれども、例えば、マイナンバーカードを持っていればしょっちゅう取ることではないんですけれども、役場で例えば住民票であったりとか、税の証明であったりとか、そういったものを取るときに当たり前といえは当たり前でありますけれども、全部住所とか名前とか書かないといけませんよね。でもそういうものを持ってらっしゃる方については、例えば番号を入れたらシユーとその人の分の申請書が出てくるとか、そういうような利便性が、1つの町だけでできることじゃないのかもしれませんが、そういうような窓口の申請書の、一定記入が楽になるようなことは今後考えられないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮崎住民環境課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

現在マイナンバーカードの普及に努めておるところでございますが、出生から死亡、そのときに掛かります相続に関します公的な手続き等につきまして、このマイナンバーカードの提示が必要な場合もありますし、個人番号だけを提示する必要がございます。そういう流れで当然でございますが、今後、官公庁におきましては児童手当や出生の育児一時金等を含めました市町村の健康保険関係であったり、資産運用につきましては銀行であったりとか、年金給付の手続き等につきましては日本年金機構であったりとか、そういう各機関に提示をする必要がございます。その際にこのマイナンバーカードがございましたら、今おっしゃったとおり手続きがスムーズにいくようなシステムになっておりますので、今後マイナンバーカードについては普及も含めまして当然そういう周知等、これは法律等の改正も関係してまいりますけれども、今回の通常国会へ提出されました本案でございますが、マイナンバーカードの普及に向けた政府のマイナンバーカード、健康保険証としての利用ができるようにするというような改正案につきましても閣議決定されているようでございますので、そうなりますと当然それぞれの健康保険関係の組合であったりとか、そういうところとの関連も出てまいります。そういう手続きにつきましては当然長与町におきましても国民健康保険がございますので、そういう保険証との切り替え等につきまして、我々が今持っております個人番号につきましては有効に手続きが簡素化されて使われるものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

そういった形で今後は本当に便利になりますよと、是非交付申請して取得をされてくださいということで、サービスも現実が増えていけば良いなと思っているところではあります。ちょっとマイナンバーカードは離れるんですけど、住民サービスということの

観点から、私どもの視察とかでもありましたし、長崎市でも全市の窓口的にはないのかもしれないんですけれども、町の使用料、例えば水道使用料とか税金関係とか口座振替というのを推奨されていると思うんです。その口座振替の申請の際に、例えば転入されているいろいろな窓口の手続きをされて、私のときには、今色が変わってるかもしれませんが青い銀行に出す、いろいろ番号を書いていただいて、引き落としの手続きを銀行に行っておいてくださいということでした記憶があります。その足で銀行に行ければいいんですけれど、役場に来るまでしか時間がないとか、とりあえず役場の手続きは一定済んだから今度銀行に行こうとか、そういう形で本町に出向している金融機関であればそこでできると、そういう形に今なっていると思うんですが、窓口でカードリーダーみたいな機械を使って、その希望する口座振替のキャッシュカードと当然暗証番号、御本人でなければできませんけれど、自分が希望するキャッシュカードをカードリーダーに通して暗証番号を入力することで、銀行の窓口に行かなくても口座振替の手続きができると。実際私も長崎市にちょっと自分の親の関係で行ったときにとっても便利だなと思ったんです。なので、それを長崎市が全部の窓口でやってるかどうか、私がたまたま行った所がしているのかもしれないんですけれども、そういったものは視察先ではカードリーダーの機械自体はそんなに高くない。ただ導入経費と言いますかそういうものは掛かるんだろうと思うので、かなり金額が掛かるかもしれませんが、窓口サービスの一環としてそういったものを利用するというようなお考えはないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

口座振替の受付サービスということで確かに、そういうシステムがございます。長与町の方でも平成28年度に導入の検討というものを一度してはいるんですけれども、この中で、メリットとしては確かに窓口の端末からキャッシュカードを読み取るだけで口座の登録ができる。口座振替には有効な手法の1つだとは考えられるんですけれども、デメリットとしてはどうしても初期投資の費用が多額であり、この導入されている自治体というのが規模の大きい都市、長崎市、佐世保市、大村市、県内では3市が導入されているんですけれども、なかなか初期投資と見合うだけの費用対効果が見られないために導入は見送っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

参考までにどれぐらいの導入経費が掛かるか、そのときお調べされた金額を教えてくださいいただけますか。

○議長（内村博法議員）

山崎税務課長。

### ○税務課長（山崎昇君）

初期投資としましては金融機関ごとに150万の契約料が掛かるということと、あとは年間の会費が10万円とか、月々の基本料としましても2万円、利用料も3,000円と様々な経費が、端末代も1台500円程度なんですけど、税目ごとの経費になりますので、どうしても全てをすると高額になるということになっております。

### ○議長（内村博法議員）

中村議員。

### ○2番（中村美穂議員）

導入には結構経費が掛かる、私もどんな経費が掛かるか正直調べられなかったのだからなかったんですけども、要するに費用対効果ですよ。それで導入してどれだけの人が利用するのかということが実際にやってみないと分からないわけなので、そこら辺が費用がかなり掛かるので検討はされたけれども、検討されたことがあるのかどうかも私も分からなかったものですから、そういったものも検討されて、これ私を感じたことですので是非とも導入して欲しいということではなかったんですけど、かなり費用が掛かるということであれば、それは違った意味で今の現状を維持していくしかないのかなと今思いましたけれども、また、金融機関ごとの手数料なんかも、もしかしたらまた改善され、変わっていくこともあるかもしれませんので、引き続きもし検討するような、何かのときにはそういったこともあるということを入れていただければと思っております。

それでは土曜開庁についてですけれども、先程の町長答弁の中に一定私は4月から住民環境課だけが今までのサービス、今ほかの課も対応されてると思うんですけども、住民環境課だけが残ると。マイナンバーカードの申請とかそういったことで残るというふうに思っていたんですけども、今の現状だと、こども政策課とか福祉課とか健康保険課、介護保険課、できるサービスがいろいろあると思うんですね。ただ、私としては恐らくホームページにも載っておりますし、毎月広報ながよにもその件は掲載をされてらっしゃるので、詳しくは担当課に聞かれてくださいと、ただ住民の立場としたら、私土曜開庁非常に、町長の視点としては平日行かれない方のために月2回役場が開いている、それは非常にお考えとしては確かにと私は思っていたんですけども、ただ住民の方に聞きますと、自分が対応してもらえるサービスがやっぱり縮小版で月2回土曜日全部開いてるみたいな、というふうに捉えられている方もかなり多くいらっしゃったので、そこら辺はちゃんと連絡をしてからとか、そういうことが役場は発信はしてますけど、住民の感覚としては対応は様々だと思うんです。介護の相談とかに行きたいとか、そういう現在してないけれども、職員の方はいらっしゃるけれどもちょっとそこはしてないとかいうことが結構あると思うので、そこら辺の矛盾があるから、やはり職員を土曜日にそのために来ていただいて、午前中と言っても仕事ですから出てこなければならぬという体制は今後もなかなか検討していく余地があるのではないかなと思っていたんです。土曜開庁についてどうされますかと聞いたかったんですけど、先程、町長答弁で1年後

を目途にと言われてましたので、その方向性としてはもう一度お尋ねしますけれども、まず4月からは住民環境課が残って、そして、その後概ね様子を見てと言いますか、1年後にはちょっと土曜開庁ではなく違った意味でのサービス、こども政策課の福祉ポストとか私すごく良いと思うんです。あれ見たときにすごいなと思って、良いなと思って、そういったものも取り入れながらという方向性ということによろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

土曜開庁につきましては、これまで実績等も含めまして検討したところでございます。今お話にもありましたとおり、福祉医療のポストだったり、郵便による手続きだったり、そういう実績等も踏まえて、今後4月からは住民環境課の窓口だけ開けて、移行期間ということで土曜開庁をやっていくということにしております。住民環境の申請等につきましては先程も答弁でありましたとおり、コンビニ交付の方で十分対応できるんじゃないかということで、土曜開庁をあと1年ということで終わらしていただきたいということでございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

分かりました。では住民サービスについては一定そういった方向性でということで理解いたしましたので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

町の情報発信についてということですが、広報ながよは情報をたくさん掲載されていますし、先程の町長答弁でもありました長与の各郷の特集ですね。我が町シリーズと言うのでしょうか。住民の方にも取材をされて、私どもも議会だよりとかを編集する中で、住民の皆さんに読んでいただくにはというような研修を何回か受けているんですけれども、そのときにもやっぱり住民の人、住民の方達を取り上げられているものというのは、やはり知っている顔が載っていたりとか、すごく興味が沸くということで、そういう取材などしているものはすごく住民の方に好評価を得られるというふうに聞いております。私も周りの方に聞いたら、今のあいう我が町シリーズ、もうすごく楽しみにして、もしかしたら知ってる人が載ってるかもしれないし、その郷の新たな発見とか、昔から知っていて自分の地区だけはよく知ってるけどほかの所は知らないとか、そういうこともありますのですごく楽しみにしているということを言われました。また、行事についてもいつぐらいから変わったか分からないんですけれども、いろんな様々な、特に今年は町制施行50周年の年でもありますし、世帯配布のチラシだったりとか、そういったものも今までもあるんですけれども、それをやはり広報ながよにそのチラシが1ページみたいな感じで入っている。というのは、私は結構自分は何でも必要かと思って手元に残していく方なので、逆にそれがすぐ探せなかったりすることもあるんです

けれども、やっぱり広報ながよになるといろいろな情報があるから、ある程度見たけれどもちょっと取っておこうとか、もう1回見返そうとか、そういったところではそういうイベントの情報掲載というのは非常に有効なのかなと思います。ただ、先日住民の方からほかの市の、ちょっと今日持ってくるのを忘れたんですけど、ほかの市の広報紙をよそでもらってきたと、あなたもいろいろ勉強したらいいということで言われて、自分はもう読んだからあなたにあげるから是非勉強しなさいということでした。私達からしたら、町であったり市であったりすると行政規模が違ったりしますので同じという考えではもちろんないわけなんですけれども、その方が言われたのが、特定健診の受診率を地区ごとにどれぐらい受診していただいているというようなことが表になって載ってるって、長与はこういうとは載せんやろうと言われて、私は広報ながよを見ているつもりではありますが、そこまで記憶があるわけではないので、こういうことも特定健診を受けましょうと言うとやったら、こういうことも載せることは大事だと自分は思うよという言葉をいただいたので、担当の課にお聞きしたいと思うんですけど、特定健診の受診率、恐らく町でも把握をされていると思うんですけど、こういうものを載せたことは今までありましたか。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

今まで1度も広報に掲載したことはありません。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

特定健診の受診勧奨を様々な形で、受けてない方にはお手紙、もしかして電話もでしょうか、様々な形で特定健診を受診してくださいということで担当課の方は非常に努力されていると思うんです。その数字を載せたからいいかどうかというのはいろんな判断もあろうかと思うんですけど、もしよければ、広報誌も紙面の限りがあるのでなかなか何でもかんでもということはないかと思うんですけど、年に一度程度そういったような記事も載せてみたらいかがかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

一応自治会ごとの受診率は把握しておりますので、今後担当の者と協議して前向きに検討させていただきます。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

是非検討をしていただければと思います。ホームページもより見やすく分かりやすいものに、先程御答弁いただいた中にも改善をしていかれると、リニューアル、平成32年度ですかね。そういったことを言われたと思いますし、個人情報の観点からとか、そういうことも非常にちゃんと考えながら改善をされていると思っております。私も見やすくなってきてるのかなと思っているんですけども、FacebookとかTwitter、ミックスのLINEもありますね。行事とか防災情報も発信していきますけれども、このミックスのキャラクターがどこまで若い世代というかお子さんとかも、大人の方も結構すごく好きで、グッズが出るたびに買うという方もいらっしゃると思うんですけど、こういうキャラクターを使用しながら若い世代のツールとして興味をもってもらい必要があると思うんですけど、私もLINEとかTwitterはしょっちゅう見ないですけど、前よりは少し発信の頻度が上がったのかなと思うんですけども、どれくらい発信の頻度があるのかお尋ねします。

○議長（内村博法議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

SNS、ソーシャルネットワーキングサービスにつきましては本町におきましては、Facebook、Twitter、LINEにより情報発信をしております。昨年度平成29年度が投稿回数が102回、3つ合わせてです。ですから平均34回ずつです。今年度につきましては現時点で176回、平均で59回です。直近では3月3日のひな祭りとか、いろんなイベントとか季節に合った情報発信を心掛けるように今年度も行っております。今後とも内容を充実させ、住民の皆様へきめ細やかな情報提供を行いたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

LINEとかにいろいろな様々なイベントとか、そのチラシであったりそういったものが貼り付いてきたりとか、そういうことも非常に有効、紙媒体だけじゃなくてとても有効だと思うんです。なので是非これからも、あんまりたくさん、逆に多ければいいということじゃなくて、多いと通知がうるさいとか逆に見られないということも、そこら辺の回数増やせばいいというものじゃないということもあろうかと思っております。是非多く上手に利用されて情報発信をしていただければと思います。3点目の防災無線を利用した情報発信についてなんですけれども、防災無線はデジタル化をされて、町民の生命を守るために緊急時に使用するもの、また行政情報の発信にも使えるものだと私の方は認識をしております。いろんなイベントが町内であると思うんです。先程も自治会での回覧とかそういう広報ながよとかそういったもので、いろいろ周知はしてらっしゃる、十分ポスターの掲示とかされていると思うんですけども、文化協会とか町民文化

祭とか、例えば午後からの催し、有料ではなく無料で町民の方が参加できる催し、案内として頻繁に使うことは難しいと思うんですけど、防災無線で例えば朝10時ぐらい、早朝ではなく、そういったものの案内というのはできないものなんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事（山口功君）

まず先程の町長の答弁もありましたように、防災行政無線につきましては防災無線の管理運用規定に基づいて放送させていただいております。特に屋外の拡声機につきましては、もちろん緊急性とかそういうのを重視しておりますけども、中には住民の方にはちょっと騒音的な苦情というのも担当課の方には寄せられていることもございます。また、先程申し上げましたように各課からいろんなそういう要請等がありましたときには、私達の方で調整をとりながら、そういう防災無線の活用をうまく順調に図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

先程も申しましたとおり回覧とか、パンフレットとか、広報ながよとかで周知はしていても、残念ながら自治会の加入率は70%を切っているところでございますし、先程SNSの発信も上手に利用してというふうに私も言いましたけれども、そういったものをあまり利用できない世代の方々もおられるわけです。よく言われるのが、絶対誰かが出るからこの日行こうと書いてカレンダーに書いてれば問題ないんですけども、行ってみようかなと思って、町内におられたんですけど終わってしまっていて行かなかった。行ったらよかったなというふうな声が結構聞こえるんですよ。そういった意味で防災行政無線を利用できればいいんじゃないかなと思いましたが、防災アトラクションというのは先日開催いたしましたね。そのときも、もちろん予約制とかチケットの申込みをしていただいて当日を迎えたというのは私が1番分かっているんですけども、ただ、3講演あったんですけど、第3講演については当日もちろん来られた方は参加ができたわけなんですけれど、第3講演に至ってはもう少し余裕があったんです。ただ、そういう広報ながよでも結構、意味が分からない何なんだろうと行って、そこら辺の周知不足がやっぱあったのかもしれないんですけど、定員があったものですから余りにも私達も言えなかったところもありまして、そういう案内とかを当日もし掛けることができれば、せっかくのイベントだったので参加できる方がもう少し増えたかなと思えますし、いろんな企画を町はされていて、講演会とかそういったものにも私も行けるときには参加をさせていただいてるんですけど、もちろんチケットは全部配ってしまって100%の方が当日のいろんな理由もあって来られないということもあろうかと思うんです。そういった意味も含めて有効ではないかと思うんですけども、当日の広報という観点

で考えたら、当日何かするということでは防災無線が自分は思い浮かんだということ、ほかの形では、もし何かあれば当日でも案内できるのはSNSぐらいかなと思ったりはしたんですけども、何かそういったものがあれば教えてください。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事（山口功君）

議員の御質問にお答えしたいと思います。もちろん先程からお話をしていますように防災行政無線というのは緊急時というのが、まず第一義かなというふうに考えております。それから町全体の、例えば悪天候のために中止とか、そういうようなことは緊急性を要し、なおかつ迅速に情報提供する1つの方法ということでは理解いたしますけど、イベント、各種行事等につきまして、毎回これをやっていきますと大変なことに、ちょっと量的にもかなりのことになるのかなというのをちょっと懸念をされますし、また逆にこれによって何もかんもというような形、長与弁で申し訳ありませんけども、なってしまうと、とても防災行政無線として活用がちょっと目的に少し遠のくことも考えられると思いますので、今後はそういう調整を図りながら検討していきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

防災行政無線ですので、また何か放送してるというような、しょっちゅう放送があるから聞かないというようなことになってはいけないと思うので、もちろんそこは精査をされて、私はたまたま今言ったイベントの1つであって、各課が計画されてるイベントはその課にとってはとても大事なイベントだと思うので、それを全部毎回毎回来たからしょっちゅう御案内するというのはもちろんいいことでは逆にはないと思いますし、防災無線を聞いてもらえない、ただ防災無線は連動しているのがメール、登録されればメールとかそういったものにも反映しますし、そういったところで有効ではないかなと思いました。前回、町の情報発信についてテレビのデータ放送を利用した自治体情報の利用について提案をしましたがけれども、そのときの御回答が年間の経費が100万円ほど掛かるというふうに聞きましたので、今回は費用の掛からない提案を何か考えていこうというふうにいたしました。本町も人口流出が起きておりますので、町長の掲げる住みたい、住み続けたい、住んで良かったと思える幸福度日本一のまちづくりには、より町の魅力を発信し、進学や就職で町を出た子ども達も帰ってきたい町、だから、やむを得ず進学とかで、みんな好きで長与を出て行くわけじゃないんです。私の子ども達もそうですけども、大好きな長与町と言ってます。そういったときには、もしかして進学へ出ていっても就職で戻って、それは受け皿的に就職先が長崎県にないといけないわけなんですけれども、それでも帰ってきたい町、住み続けたいが1番良いですけれども、帰ってきたい町というふうなことで、そういうふるさとにするためには魅力ある町の情報発信



はとても重要だと思いますが、最後に町長の考えをお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員おっしゃるとおりなんです。長与町はやはり魅力あるまちづくりということで、今人口も4万2,000人でずっと維持をしておりますけども、まだ今後増やしていきたいとも思ってます。そのために何が必要かなと言うと、やっぱり魅力あることなんです。昨日から出てますけども、いろんな子育ての問題、教育の問題もそうですし、それから企業等々の活性化もそうですし、その中でやはり1番できるのはいわゆるPRだと思うんです。だから、そのPRの中で特に防災無線についてはデジタル化ができたんです。デジタル化することは大変なことなんです、お金も掛かるし。しかしそれができたということはまだまだ、今メール発信というのが1つありますけども、ほかのところとの共有ができないかというふうなことも研究がまだまだ要るだろうと思いますし、そういったものも踏まえて発信をしてもらいたい。そして老若男女おられますので、紙面媒体もあれば、そういったSNS媒体もありますし、それからケーブルテレビもあります。そういったものをフル活用しながら、私がいつも申し上げておりますのは、とにかく各メディアと親しくしていただいて、そしてやっぱり長与町の情報発信をまめにしていただきたいということは申しておるわけでございますので、そういった意味で今、議員がいろいろ言われてきた、帰ってきたいまちづくりということも頭に入れながらやっていきたいと思っています。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

是非、帰ってきたいまちづくり、このすばらしいふるさとづくり、住みやすいというのは十分私も実感しております。長与町はとても良い町だと近隣の方もおっしゃってます。そういったまちづくりを少しでも私も微力ながらお役に立てればと思ってこの4年間過ごしてまいりました。まだまだ勉強不足で私がこういった質問をする中にも、的を射ないところも多数あったかと思うんですけれども、真摯にお答えいただいたことについては非常に感謝しております。またこういった機会をいただけるように私も今後も頑張りたいと思いますので、是非少しでも力になればという気持ちで4年間おりました。また是非こういう機会を与えていただければと思います。本当にありがとうございました。以上で質問終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時39分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第2、議案第1号上長与地区公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号は総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第1号は、会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第3、議案第2号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま文教常任委員会に付託しました議案第2号は、会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第4、議案第3号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号は総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま文教常任委員会に付託しました議案第3号は、会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第5、議案第4号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第4号は、会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第4号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第6、議案第5号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第5号は、会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第5号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第7、議案第6号平成30年度長与町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡議員。

#### ○15番(吉岡清彦議員)

2、3点お願いいたします。補正予算本表の方の7ページに債務負担行為補正の廃止ということで出ておりますけども、せっかく町民の皆さん方は期待しておったんじゃないかと思うんですけども、その経過について、どういうことで廃止なのかをちょっとお願いいたします。それと説明書の方でいきたいと思いますけども、26、27ページの上の方の保健衛生の中の3目4目で健康診断の委託料がマイナスがありますけども、結果的にどういうことでマイナスになったのか、ちょっとその点をお聞きいたします。それと30、31ページの土木費のこれは土地区画整理6,000万の用地取得でありますけども、これについての中身についてよろしくお願いいたします。

#### ○議長(内村博法議員)

荒木政策企画課長。

#### ○政策企画課長(荒木隆君)

まず予算書の7ページでございます。第3表債務負担行為補正、これにつきましては、

50周年記念事業といたしましてNHKの公開番組、のど自慢をはじめ3つのジャンルに申請をしていたところでございます。残念ながらいずれも不採択となりましたので、今回、債務負担行為を廃止をお願いをするものでございます。不採択の理由としては、文書で通知が来たわけではございませんので、はっきりしたことは分からないんですけども、テレビ番組でもございますので、誘致の趣旨であったり、会場であったり、そういった諸々の総合的な判断の結果であるというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

26、27ページ、4款1項3目の母子衛生費の健康診査委託料のマイナスの要因でございます。妊娠届を例年430名で予算計上させていただいてるんですけども、実態に合わせまして400名ということで30名の減。それから14回分の妊婦健診で1人当たり10万円の補助を組んでるんですけども、実際の実情が13回目14回目というところが、早産であったりとか、そういうところもありまして、受けていらっしやらない方が多数いらっしやるということで実情に合わせて減額をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

説明書の26、27ページ、4款1項4目の健康増進費になります。これにつきましても、がん検診等の健診が主な事業になりますけども、平成29年度の実績から受診率がもう少し上がるかと思ひまして、30年度を多めに組んでおりました。ところが実際、肺がん検診、そして子宮がん検診等の人数が伸びなかったために、今回300万円減額ということで計上させていただきました。以上です。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

それでは説明書の30、31ページでございます。中段からちょっと下の方ですが、8款5項2目17節6,096万でございますが、これにつきましては高田南土地区画整理事業地区内にある西彼中央土地開発公社で先行買収しておりました用地を買い戻すものでございます。筆数は3筆でございます。元々の従前地の土地の場所につきましては道ノ尾駅前が2筆、それと今、仮設住宅で使っております所が1筆でございます。地番につきましては、駅前地区が高田郷2の5、それと高田郷13の11、それと仮設住宅用地の一部であります259の5、この3筆でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

同じところでちょっとお伺いしますけども、債務負担行為の廃止で今回そういう事業を計画してたのが廃止になったんですけど、これはこのまま50周年記念事業としてはもう行わないという考えなのか、何らかの形で、違う形で行う考えがあるのか、そこをお伺いしたいというのと、もう1つは説明書の中の20、21ページの2款1項7目の交通安全対策費の工事請負費、金額的に僅かですけども防犯灯の新設改良工事費が減額になっております。年度末でもう工事をしないという形での減額なんでしょうけども、年度当初に自治会等々から要望が上げられるというふうに思います。その要望どおりの設置が可能だったのか、それとも積み残しを残したまま減額措置をされてるのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

予算書7ページの債務負担行為の件でございます。今回50周年記念といたしまして、全国へ長与町をPRする良い機会になるということもございまして、NHKの方の公開番組に申請を行ったところですが、先程申し上げたとおり残念ながら不採択ということもございました。このほかにも民放の方で、こういった公開番組の誘致を引き続き検討しておりまして、新年度の予算の中で計上し、お願いをしておるところでございます。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事（山口功君）

説明書の20、21ページのところでございますけども、2款総務費1項総務管理費7目交通安全対策費15節工事請負費の防犯灯新設改良工事費の減額171万7,000円でございますけども、まず防犯灯の新設改良につきましては、先程議員のおっしゃられたとおり各自治会からの要望を受けまして、その現地確認を全て行いまして、防犯灯の設置基準という考えではございませんけど、防犯灯として必要であるかないかを判断をさせていただきまして、それでそういう希望の所全部ではございませんけども可能な限り設置をしております。ですから積み残しというのはございません。それからこの工事費の中には、実は防犯灯のLED化事業の工事の分も入っております、この分の入札減による差額分もこの減額分の中に含まれております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第6号は、会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けること

にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第6号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第8、議案第7号平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第7号は、会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第7号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第9、議案第8号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第8号は、会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第8号は3月20日までに審査し終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第10、議案第9号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

予算書4ページの繰越明許費について少しお伺いいたします。この繰越明許費に係る工種と言いますか内容と言いますか、例えば工事であったり補償であったり、そういうものと、あと繰越承認に係るその繰り越す理由について教えてください。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

4ページの第2表繰越明許費1億3,953万5,000円でございますが、これにつきましては内訳としまして工事が2件、それと補償費が4件でございます。工事につきましては浦上水源地の所にコンビニがございまして、その裏側の工事が2件ございます。それと移転補償費につきましては高田中学校付近が2件、それと道の尾温泉が2件ございます。繰り越しの理由といたしましては、工事につきましては昨年8月ぐらいから工事を始めまして、まだ岩が出ておりますので、これにつきましては契約工事の工期の延長という形で捉えております。補償につきましては、高田中学校の所はもう契約は終わっておりまして、あと最終的な完了がまだ見えておりませんので、完了次第お支払いをさせていただくと。道の尾温泉につきましては今現在交渉中でございますが、年度内に何とかというふうに考えておりますが、交渉でございますので、これにつきましては繰り越しの方をさせていただきたいというところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

工事についてでございますけれども、通常繰り越す場合には、ある程度しかるべき理由があつて、繰り越しの承認がいただけるということだと思ふんですが、8月から掛かつてできなかったから延ばすんだというような理由では、当然承認の理由にはならないと思ふんですよ。だから予算の単年度の原則というものがあつた中で、何で年度内にやろうというふうにならなかったのかという理由と、私はたまにあそこら辺通るんですけども、工事をするに、特に今年は気候も良かったし、いろんな妨げも何もなかったと思ふんですよ。それなのに、なぜ繰り越しになるのかなと。これが8月に発注をされたということなんですが、こういうこと自体を迎えるのであれば、もっと早く発注ができなかったのかとか、そういうところちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

説明が簡素で申し訳ございませんでした。工事につきましては2件ございますが、この工事につきましては宅地の造成工事でございます。それで、各所有者の方にどういった宅盤の高さにするかとか、それと上下水道の引込管、それと諸々のアンケートと言いますか聴き込み、これにつきましては最初予定しておりました日程よりもちょっと掛かったというところでございます。当然、街区が大体この時期には終わるよねということで分かっておるんですけども、なかなか皆さん、大体の造成、現地が見えないと、なかなか決められないというところがございます、その分の皆さんの所有者の方の土地の利用度、これにつきましては若干の日数が掛かったというところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

仮に補助事業であれば、今言われたような理由でこの繰り越しの承認というのはとれるんですかね。私はそういう理由ではなかなか難しいんじゃないのかなと思うんですが、最後の質問になりますので答弁だけお願いします。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

繰り越しにつきましては、福岡財務支局の方とも協議を重ねております。当然相手があることですので、いつまでにとすることは話をしてるんですけども、なかなか決まらなかったというのが1点ございましたので、議員御指摘のことは重々分かっておりますが、工事がどうしても間に合わなかったというところでございます。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第9号は会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第9号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第11、議案第10号平成30年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第10号は会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第10号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第12、議案第11号平成31年度長与町一般会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡議員。



○15番（吉岡清彦議員）

予算に関する説明書に基づきながらお尋ねします。まず12、13ページの上段に子ども・子育て支援臨時交付金1億4,300万円余りありますけども、これの歳出先をページを教えながらよろしくお願いたしたいと思います。あと150、151の上段の用地購入費6,000万円ぐらいありますけど、これと、あと街路事業の同じく公有財産購入6,000万円、この2点、これについてお願いたします。それと152、153ページの公園整備工事費1億3,200万円ありますけれども大きな金額です。どういうところが該当するのかよろしくお願いたします。それと184、185の文化振興費の1番下の方に委託で322万3,000円ありますけども、長与町のどういう所に文化財的なことがあって作業に入るのか、その点について。以上お尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

説明書の12、13ページの8款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金について御説明いたします。幼児教育の段階的な無償化の導入に伴いまして、今年の10月から予定しております保育料の部分を通常は国が2分の1、県と町が4分の1ずつの負担なんですけども、来年度の半年間に限りまして、全額国費で負担をしますということでの臨時交付金になります。歳出では96、97ページの3款2項2目19節負担金、補助及び交付金の各園に対する補助金の方に充当されることとなっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

それでは説明書の150、151ページをお願いたします。1番上の8款5項2目17節公有財産購入費6,233万4,000円でございますが、これは西彼中央土地開発公社において先行買収した土地を買い戻すものでございます。土地の場所につきましては、今仮設住宅をしております高田郷の259の6という土地がございます。この分を1筆だけですが買い戻しをさせていただきたいというふうに考えております。続きまして、同じページの真ん中ぐらいになります。8款5項4目17節公有財産購入費6,000万円につきましては西高田線の現道拡幅区間の用地購入を予定しております。それと次のページ152、153ページのちょうど真ん中ぐらいになります。8款5項5目15節工事請負費1億3,200万円のうち1億円が都市計画で計上いたしております。この分につきましては、仮称でございますが道の尾中央公園、高田越トンネルの上部分の公園を新設したいと考えておりまして、この分を計上いたしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

同じく 8 款 5 項 5 目の工事請負費、残りの 3, 2 0 0 万円の内訳になりますが、2, 0 0 0 万円が公園の長寿命化に伴う遊具、3 公園の 3 基を予定しております。残りについては通常の維持工事費になります。以上です。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

1 8 4、1 8 5 ページ、1 0 款教育費 6 項社会教育費 4 目文化振興費 1 3 節委託料、開発工事に伴う発掘調査作業委託料ということで 5 2 万円になっております。こちらの方は例年計上させていただいてるんですけども、遺跡等付近に用地の開発等があった場合に、そこに実際遺跡がないかどうかという調査をしないとイケませんので、この分計上させていただいております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

安部議員。

○3 番（安部都議員）

説明書の方でちょっとお聞きいたします。1 4 ページの民生費の児童福祉費です。病児・病後児保育の新たな医療機関で実施されることということになりましたけれども、これについてちょっと詳細をお聞きしたいのと、それから病児保育だけなのか、病後児はここに含まれてるのかということですね。それからもう 1 つが産後ケア事業の中で、子育てのデイケアとショートステイの受け皿の確保というところでありますので、そこはどのようにしてされるのかというところを教えてください。

○議長（内村博法議員）

ページをもう一度最初から言ってください。

○3 番（安部都議員）

主要な施策の方でお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

ページと質問を言ってください。

○3 番（安部都議員）

予算書の 9 7 ページ、病児・病後児保育事業費委託料です。

○議長（内村博法議員）

予算書の 9 7 ページですね。その 1 点だけですか。

○3 番（安部都議員）

じゃあ 1 つだけ 9 7 ページの委託料の病児・病後児保育事業についての内容、概要、それが病後児の方も含まれるのか、その辺りもお聞きします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

説明書の96、97ページの3款2項1目13節の病児・病後児保育事業委託料ですけれども、病児保育も病後児保育も両方含まれて委託をしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

議案書の第2表債務負担行為8ページ、高田南土地区画整理事業にかかる特別会計繰出金ということで債務負担行為が37億5,434万5,000円組まれております。

以前一般質問でも行いましたけれども、この費用の内訳、基金、起債等々を行うというふうに言われてましたけれども、37億の内訳を教えてくださいと思います。

○議長（内村博法議員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

先程の第2表債務負担行為、高田南土地区画整理事業にかかる特別会計繰出金、こちら37億の財源の内訳でございますけれども、この約6割が起債になります。残りの4割が一般財源、こちらを活用して繰り出したいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

以前お聞きしたときに、一般財源の中で基金も活用するというふうに言われておりました。その辺の一般財源の割合というのは出ているのでしょうか。お願いします。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

債務負担の37億のうちの約4割が一般財源ということで、こちらは財政調整基金の方を活用したいと考えてございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

確認ですけれども、その4割は全て財政調整基金で賄うというふうなことで理解しているんですか。そういうお答えだったのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

現在の予定としては財政調整基金を活用していきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。安部議員。

○3番（安部都議員）

予算書の113ページの産後ケア委託料の64万7,000円について、デイケア及びショートステイの受け皿の確保というところで、もう少し詳しい内容を教えていただきたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

31年度になりまして詳しく内容は詰めていく予定ではございますけれども、長与町のお母様方がよく使われてらっしゃいます産婦人科や助産院に委託をしまして、生後約3か月未満のお母様達を対象に、デイケア並びにショートステイを予定しております。

○議長（内村博法議員）

よろしいですか、安部議員。ほかに質疑ありませんか。  
安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

私は主要な施策の中で1つだけ新規事業であったのでお聞きします。23、24ページ、10款6項1目になると思うんですけれども、社会教育総務費で通学合宿というのができております。今年度、前年度予算がありませんので今年度初めてだと思うんですけれども、これはどういった経緯で、またどういったものを対象に行われるのでしょうか。それと予算上にはないんですけれども、例年球磨村交流があったと思うんですけれども、それと何かしら関係があるものなのか、その点も含めてよろしくお願ひします。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

23、24ページ、10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費、通学合宿なんですけれども、こちらの方は説明の方に書いてございますけれども、子ども達が親元を離れ、異年齢の集団で地域公民館に寝泊まりしながらの通学合宿ということで、こちらがそういった効果が高いということと、あと県内でも実施をしてない自治体というのが7自治体ほど、そういった中で長与町もそういったことに取り組んでいきたいということで、対象といたしましては小学生、今年度が初めての事業ということで基本的にはちょっと低学年は難しいかなということで、4年生以上を今のところは考えております。

それと球磨村の件については、こちらの通学合宿とは基本的には関係ございません。

○議長（内村博法議員）

安藤議員よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第11号は、会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第11号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第13、議案第12号平成31年度長与町駐車場事業特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第12号は、会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第12号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第14、議案第13号平成31年度長与町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第13号は、会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第13号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第15、議案第14号平成31年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第14号は、会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第14号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第16、議案第15号平成31年度長与町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第15号は、会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第15号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第17、議案第16号平成31年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第16号は、会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第16号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第18、議案第17号平成31年度長与町水道事業会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第17号は、会議規

則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第17号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたします。

次に日程第19、議案第18号平成31年度長与町下水道事業会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第18号は、会議規則第46条第1項の規定によって3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第18号は3月20日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第20、議案第19号長与町立小学校空調設備設置工事（1）請負契約の締結について。日程第21、議案第20号長与町立小学校空調設備工事（2）請負契約の締結について。日程第22、議案第21号長与町立中学校空調設備設置工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

ただいま一括議題としてます議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それではただいま一括提案となりました議案第19号から第21号につきまして提案理由を申し上げます。はじめに、議案第19号長与町立小学校空調設備設置工事（1）請負契約の締結につきまして、本請負契約は児童及び教職員の健康への配慮並びに快適な学習環境を確保するため、長与町立長与小学校と長与南小学校の普通教室等に空調設備を設置する工事を行うものでございます。契約金額は1億4,437万4,400円となっておりまして、契約の相手方は長崎市元船町14番10号株式会社日本冷熱、代表取締役石川淳一、資本金8,000万円となっております。契約の方法は指名競争入札で、2月27日に指名業者18社による入札を行っております。工事の主な内容といたしましては、長与小学校34教室、長与南小学校24教室に電気式の空調機を設置するものでございます。なお、別紙参考図面といたしまして平面図を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。工期につきましては平成31年3月29日までを予定しております。

次に議案第20号、長与町立小学校空調設備設置工事（2）請負契約の締結につつま

して、本請負契約は児童、教職員及び調理員の健康への配慮並びに快適な学習環境を確保するため、長与町立洗切小学校、高田小学校、長与北小学校の普通教室等と調理室に空調設備を設置する工事を行うものでございます。契約金額は1億3,658万2,200円となっており、契約の相手方は長崎市立山5丁目4番30号株式会社松栄設備、代表取締役平野義高、資本金2,500万円となっております。契約の方法は指名競争入札で、2月27日に指名業者18社による入札を行っております。工事の主な内容といたしましては、洗切小学校15教室と調理室、高田小学校15教室と調理室、長与北小学校15教室と調理室に電気式の空調機を設置するものです。なお、別紙参考図面として平面図を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。工期につきましては平成31年3月29日までを予定しております。

続きまして議案第21号長与町立中学校空調設備設置工事請負契約の締結につきまして、本請負契約は生徒及び教職員の健康への配慮並びに快適な学習環境を確保するため、長与町立長与中学校、長与第二中学校、高田中学校の普通教室等に空調設備を設置する工事を行うものでございます。契約金額は1億2,182万4,000円となっており、契約の相手方は長崎市田中町599番地株式会社フジエアテック、代表取締役藤川彰二、資本金2,000万円となっております。契約の方法は指名競争入札で、2月27日に指名業者18社による入札を行っております。工事の主な内容といたしましては、長与中学校20教室、長与第二中学校16教室、高田中学校11教室に電気式の空調機を設置するものでございます。なお、別紙参考図面といたしまして平面図を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。工期につきましては平成31年3月29日までを予定しております。以上が議案第19号から第21号までの主な内容でございます。これらの工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

これから議案第19号、議案第20号、議案第21号の質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、19号20号21号のそれぞれの予定価格と最低制限価格を教えてください。それと特に20号の契約金額ですけども、各教室が19号は58教室、20号は45教室、21号は47教室という形で設置をされる予定ですけども、20号の教室数に対しての契約金額が少し高いかなというふうに思います。どういう背景があるのか、そこも教えてくださいと思います。あと最後に、それぞれ入札業者が18社ということでもありますけども全て同じ業者での18社なのか、そこもお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）



井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

予定価格でございますが、19号の小学校（1）の分につきましては1億4,789万円でございます。20号の小学校工事（2）につきましては1億3,953万9,000円、中学校の工事につきましては1億2,419万1,000円でございます。また、この3件とも18社で入札を行いました。3件とも全て同じ業者による入札でございます。最低制限価格でございます。19号の小学校工事（1）につきましては1億3,338万1,000円でございます。小学校（2）につきましては1億2,601万5,000円、中学校設置工事につきましては1億1,276万9,000円でございます。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

20号の工事の金額の方が高いという理由になりますけれども、まずこちらの方が3つの小学校にそれぞれ単独の調理室があります。そちらの方に今回、空調機を導入するということもまず1つの要因になります。それと受変電設備なんですけれども、高田小学校におきましては老朽化が進んでおまして、そちらの受変電設備につきまして取り替えが必要ということで工事費の方が上がっているということになります。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

金額の内容については了解いたしました。もう1つだけ、指名が18社変わらなかったというところ、それぞれが同じ業者が落とさずに別の業者が落としてるというのは、少し中で協議があったのではないかなというふうに疑われてもおかしくないのかなというふうな気がします。そういうことはないというふうに思っておりますけれども、ただ、やはり業者を変えての入札というふうなことが考えられなかったのかですね。と言うのも、隣の時津町もこういう空調設備の入札をされてて、全てが全て、あそこは小学校と中学校と2つの契約をされてるんですけども、やはり別の業者、小学校には入ってるけども中学校には入ってないというふうな形で入札方法をしたんで、そこが考えられなかったのかなと思いますんで、そこがもし御答弁いただければお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

この18社につきましては、金額から申し上げましてAクラスというところから選定しなければならず、実績というところからも全てを入れ替えて3種類の業者を選定するというのはちょっと無理なところがございます。それと全て違う業者が落としたという結果でございますけれども、理由につきましては分からないところでございます。最初に

とったところがもう手いっぱいできないと考えられたのかもしれませんが、ちょっと私どもの方では分かりかねます。

○議長（内村博法議員）

河野議員よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

私の方から2点お伺いいたします。1点は契約書を見てみると工期が8日間と理解することができるんですけども、この短期間のうちにできるのか確認をしたいと思えます。もう1点ですけども、図面をちょっと見てみると私も詳しくはないんですけども、基本1つの教室に対して室外機が1つという形で、よくある屋上に集中したものを置くという方式じゃないようですね。1階に設置する場合には室外機が遮るものが無いと思うんですけども、見てみるとベランダに設置されるケースが多々あるようです。ベランダの幅も1メートル程度と。音の問題をちょっと心配するんですよ。室外機の音が小学校の教室のサッシは全ての学校に設置をされてると思うんですが、機密性が高いものではない箇所もあると思うんですね。音でやかましいから動かすのがという状況にならないのか、特別教室に設置されているケースもあるかと思えます、ベランダにですね。そういったのも含めて検証を行われたのかどうか確認をしたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

まず工期の件なんですけれども、今回の工事はまずは30年度の予算であるということで、今回の補正予算の方で繰越明許のお願いをさせていただいているということです。それと国の補助金を活用するというので、そちらの事務の手続き上、繰り越しの承認をいただいたあとでなければ翌年度以降の工期の設定ができないということで、今回3月29日までという契約を行っております。それとベランダの室外機の音の検証ということなんですけれども、現在のところ一応設計業者の方等と話をさせていただいて、ベランダに設置を決めた理由というのは、やはり単価を抑えるということが1番の理由になります。室外機の音に関しましては一応窓を閉めるということで、その音を最小限にするということで対応させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

契約の件は了解しました。それと室外機の件は、ベランダって音がこもって跳ね返ってくると思うんです。やはりせつかく設置しますので、そこの検証と申しますか、最大限、音の影響がないような形をとるように望みたいと思えます。それともう1件ですけども、これがどこかで集中管理ができる、監視ができるものなのか、例えば職員室で

全体の稼働状況が分かるとか、点け消しができるとか、その点をもう1点お伺いします。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

一応全ての学校におきまして、職員室の方に集中リモコンというのを設置を計画しております。そちらの方で入れたり消したりですとか、温度の設定、そういったものが一元管理できるというふうに計画をしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第19号、議案第20号、議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第19号、議案第20号、議案第21号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第19号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第19号長与町立小学校空調設備設置工事（1）請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第20号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第20号長与町立小学校空調設備設置工事（2）請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第21号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第22、議案第21号長与町立中学校空調設備設置工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

14時15分から議会運営委員会を開催いたしますので御集合ください。

(散会 14時09分)